

諮問庁：資源エネルギー庁長官

諮問日：平成18年1月24日（平成18年（行情）諮問第25号）

平成18年2月9日（平成18年（行情）諮問第51号）

答申日：平成19年4月23日（平成19年度（行情）答申第23号及び第24号）

事件名：特定鉱山特定たい積場のコンクリート擁壁等の工事用図面等の不開示決定（不存在）に関する件（平成18年（行情）諮問第25号）

特定鉱山特定たい積場のコンクリート擁壁等の構造図面等の不開示決定（不存在）に関する件（平成18年（行情）諮問第51号）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特定鉱山特定たい積場に係る昭和48年の施設設置届に記載されているのり先の張石積、練石積擁壁及びコンクリート擁壁に関する以下の文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

① 工事用図面，設計図面及び工事用設計明細書（平成18年（行情）諮問第25号関係）

② 構造図面，構造計算書，構造仕様書及び構造設計書（平成18年（行情）諮問第51号関係）

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成17年9月16日付け平成17・08・19公開産保近第1号及び平成17年9月30日付け平成17・09・01公開産保近第5号により経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### (1) 平成18年（行情）諮問第25号

ア 昭和48年12月受付の「金属鉱山等保安規則第54条の2第3項の規定による施設設置届」の工事設計明細書の箇所には，「法先には張石積み及び練石積みとしコンクリート擁壁を設ける」と堂々と記載されているが，その内容は，概略説明であって工事設計明細書などとは到底言えないものであり，中身が無いのと同じである。このような

「施設設置届」を法人が提出し、また、行政がこんな文面を受付し認可検査証を出すこと自体も不可思議である。

イ 張石積と言われる箇所は、風化寸前の赤土砂、腐れ石及び腐れ岩により築造しているが、石張工法は硬岩を使用するのが正式であり、ごまかし箇所の一つである。

練石積には、耐震構造計算書、外内圧の耐圧構造計算書及び耐すべり構造計算書が必要であるが、提出していないのは、完全な手抜きである。

コンクリート擁壁の場合、地質調査を行い、耐震構造計算書、外内圧の耐圧構造計算書及び耐すべり構造計算書を作り、設計、施工と進むが、構造計算書が無く、どれだけの圧力に耐えられるのかということとは記載されていない。

ウ これだけの大型の施設設置物で張石積、練石積擁壁及びコンクリート擁壁の工事用図面、設計用図面及び工事用設計明細書が無く、許可、検査、たい積場の建設ができるということは考えられない。年1回の定期検査、保安巡視、保安検査、災害事故調査等のときに、「工事設計明細書」の内容を記した資料がなければ、現地へ行っても検査ができない。

エ たい積場の施設で重要視する箇所は、「かん止堤」及び「底設暗渠」であり、「かん止堤の種類及び構造」の内容を知らなければ大変なことになるが、施設設置届には、「かん止堤の種類及び構造」の内容は記載されていない。

オ たい積場建設に私用地が足らず、のり面面積を小さくするため、練石積擁壁としてコンクリート擁壁を使ったのであるから、構造計算書が必要である。

## (2) 平成18年(行情)諮問第51号

ア 施設設置物で一番重要な箇所である練石積擁壁及びコンクリート擁壁の構造計算書が無いということは、重大な問題である。いつ流出事故が起きても不思議ではなく、現実にコンクリート擁壁にクラックが何本も入っている。

イ 昭和24年通商産業省告示第48号によると、「計画書及び工事設計明細書に記載すべき事項」には、技術的事項が抜けているようであり、施設設置届にも「鉱山施設の保全及び鉱害防止」という大事なことが記載されておらず、特に、技術的な記載が出てこない。

「捨石鉱さいたい積場建設基準及び解説(改訂版)」(昭和33年6月3日、鉱山保安局)にも、かん止堤は、自重、静水圧、揚圧、土圧、地震力、動水圧及び水圧に対し、所定の安全性を保つことと記し

であるのに、なぜ構造計算書がないのか。

ウ 当該かん止堤は、築造材料として、腐り土、石及び岩を使用しているため、練石積擁壁及びコンクリート擁壁で崩壊流出を支えているのであり、構造図面、構造計算書、構造仕様書及び構造設計書が無いということは重要な問題である。

(3) 平成18年(行情)諮問第25号及び諮問第51号

練石積擁壁及びコンクリート擁壁の設置理由は、かん止堤体の全容量が不足しているため、のり先の築堤材料の代わりに設置したのであり、練石積擁壁及びコンクリート擁壁を設置しなければ、かん止堤が作れない重要な施設設置物である。

諮問庁の補充理由説明書において、練石積擁壁及びコンクリート擁壁は築堤材料である砂ではないから建設基準上定められた安定度計算の構成要素とならないと明記しているが、このような考え方は全然違っている。練石積擁壁及びコンクリート擁壁の設計に当たり、震度は重要な構成要素であり、原則として、水平断面に鉛直方向の引張応力が発生しないこと、かん止堤の滑動安定の計算、土圧計算等いろいろ必要になるのであって、安定計算の構成要素ではないということは絶対ない。

次に、砂かん止堤の場合は、石塊堤の上流にたい積する産業廃棄物の安定度計算であり、石塊堤とは全然関係がない。あくまでも上流でたい積する産業廃棄物貯蔵庫に対する安定度計算である。

また、地震力は、当該かん止堤を建設する場所によって与えられるので張石積、練石積擁壁及びコンクリート擁壁とは関係のない要素であると明記しているが、土木学会のコンクリート標準仕様書によると、練石積擁壁及びコンクリート擁壁の設計計算書には地震力が重大な構成要素であると明記している。

特定たい積場の石塊かん止堤は、建設場所がないため、やむなく練石積擁壁及びコンクリート擁壁を造ってかん止堤の容量分をカバーしているのであるから、練石積擁壁及びコンクリート擁壁は、安定度計算の構成要素として絶対必要である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分及びその理由

本件開示請求は、特定鉱山特定たい積場について、特定鉱業権者より金属鉱山等保安規則54条の2第3項の規定に基づき、昭和48年12月13日付けで大阪鉱山保安監督部長あてに提出され、同月27日付けで受理された「施設設置届」において、「法先には張石積み及び練石積みとしコンクリート擁壁を設ける」との記載があることに基づき、のり先張石積、練石積擁壁及びコンクリート擁壁の各工事用図面、設計用図面及び工事用

設計明細書並びに構造図面，構造計算書，構造仕様書及び構造設計書の開示を求めて行われたものである。これに対して，処分庁は，当該法人より本件対象文書は提出されておらず，存在しないため不開示とした。

## 2 金属鉱山等保安規則の改正について

### (1) 経緯及び改正内容

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の施行に伴い，昭和48年6月30日通商産業省令第62号をもって，たい積場についての鉱害防止の措置等を定めた金属鉱山等保安規則の改正が行われた。

「たい積場」については，金属鉱山等保安規則の「認可事項」において，改正前は金属鉱山等保安規則52条1項6号「原動機を使用する選鉱場または碎鉱場ならびにこれに附属する捨石および沈でん物のたい積場」として，一つの認可を要する施設として取り扱っていた。しかし，改正後は，金属鉱山等保安規則52条1項6号「原動機を使用する選鉱場または碎鉱場」と，同項10号「6号，8号または前号までに掲げる施設に附属する捨石，鉱さいまたは沈でん物のたい積場」として，「たい積場」は，「選鉱場」等とは分離して個別の設置（変更）認可を要する施設とされた。

### (2) 経過措置

上記の金属鉱山等保安規則の改正に伴い，認可及び届出を要する施設については，以下の経過措置が採られた。

#### ア 同規則54条の2第1項関係（みなしの規定）

施設が，新たに同規則52条に掲げる施設となった際既に設置されているその施設（設置工事をしている施設を含む。）は，その施設につき，同規則52条1項の規定により認可を受けたものとみなす。

#### イ 同規則54条の2第3項関係（届出の規定）

鉱業権者は，前2項の規定に基づき，認可を受けたものとみなされた日から3月以内に前条2項の計画書及び工事設計明細書に記載すべき事項に準ずる事項を鉱山保安監督部長に届け出なければならない。

## 3 施設設置届について

### (1) 本件施設設置届について

特定鉱山からは，昭和48年12月13日付けをもって「金属鉱山等保安規則第54条の2第3項による施設設置届」とする施設設置届が提出されており，これは，前記2(2)の経過措置により認可されたものとみなされた申請書に当たる届出である。

### (2) たい積場の施設設置届の記載事項等について

本件施設設置届が提出された昭和48年12月当時のたい積場の施設設置届の記載事項については，金属鉱山等保安規則54条2項の規定に

基づいて、「計画書及び工事設計明細書に記載すべき事項」について規定された告示（昭和24年通商産業省告示第48号）において記載があり、その概要は以下のとおりである。

（計画書及び工事設計明細書に記載すべき事項）

ア 計画書

（ア）設置箇所

（イ）工事着手予定年月日

（以下略）

イ 工事設計明細書

（ア）たい積場

・名称

・面積及びたい積量

・附近の地形，地質，雨量，集水面積，沢水及びゆう水量

・たい積方法及びかん止方法

（イ）かん止堤

・種類

・構造

・安定度（計算書の添付）

（ウ）場外水及び場内水の排除施設

・位置

・構造

・最大排水能力（計算書添付）

（エ）非常排水路

・位置

・構造

・最大排水能力（計算書添付）

（オ）流木，土石等による埋そくの防止施設

・種類

・構造

・個数

・設置箇所

（カ）たい積場から排出される廃水の種類別の汚染状態の値及び量，廃水の処理方法等

（キ）上記（ア）ないし（カ）に関する以下の図面

① 附近の地形，地目及び主要建設物との関係を明示する図面

② 平面図，縦断面図及び横断面図並びにたい積計画図

③ 主要建設物の設計図

- ④ 廃水の排出口の位置を示す図面
- ⑤ 附近の縮尺5万分の1の地図

#### 4 本件対象文書の存否について

##### (1) のり先張石積，練石積擁壁及びコンクリート擁壁について

「のり先張石積」とは、かん止堤（たい積物の崩壊又は流失を防止するために設ける堤状の構造物）ののり先（のり尻とも言う。）付近ののり面の表面仕上げのための石積である。また、「練石積擁壁」及び「コンクリート擁壁」については、かん止堤ののり先部に設置する擁壁であって、その材料により名称が異なるものである。

たい積場を建設するに当たっては、設計時にかん止堤の「安定度」を計算することになっている。具体的には、かん止堤の種類に応じて、堤を構成する材料、堤の高さ・幅、のり面の勾配、たい積場に入れるたい積物の種類、たい積量等から「かん止堤」の安定度を計算式（安定解析式）で解析している。しかし、のり先張石積，練石積擁壁及びコンクリート擁壁については、特に「かん止堤」の安定度を計算する際の構成要素とはなっておらず、かん止堤の安定度を左右する設備とされていない。

##### (2) のり先張石積等の各工事用図面，設計用図面及び工事用設計明細書について

たい積場全体については、その設置又は別に告示で定める事項の変更に当たっては認可を要するものである。そして、前記3で述べたとおり、たい積場の施設設置届に添付する計画書及び工事設計明細書における記載事項は、昭和24年通商産業省告示第48号で定められている。

しかしながら、審査請求人が開示を求めているのり先張石積等についての各工事用図面，設計用図面及び工事用設計明細書については、当該告示によれば、これらの各図面及び明細書は、工事設計明細書において記載又は添付すべき事項に該当するものとは言えず、実際に当該法人からも提出されていない。

また、本件施設設置届では当該告示に基づき、

- ア たい積場付近の地形，地目及び主要建設物との関係を明示する図面（第1図）
- イ たい積場の平面図，縦断面図及び横断面図並びにたい積計画図（第2図，第3図及び第4図）
- ウ 主要建設物の設計図（石塊かん止堤，底設暗渠，非常排水路，斜樋及び尺八）（第2図及び第3図）
  - 主要建設物の断面図，構造図及び定規図（第5図）
  - 各水路の断面定規図（第6図）

- エ 廃水排出口の位置を示す図面（第2図）
- オ 付近の縮尺5万分の1の地図（第1図）
- カ かん止堤の安定度及びその算定方法（第7図）
- キ 最大排水能力及びその算定方法（第8図及び第9図）

が添付されているため、当該添付図についても、諮問庁が改めて見分したところ、添付図ウに石塊かん止堤に関するものが含まれているが、審査請求人の主張するようなのり先張石積等に関する詳細な工事用図面、設計用図面及び工事用設計明細書に該当するものではなく、また、その他のいずれの添付図についても、のり先張石積等に関する工事用図面、設計用図面及び工事用設計明細書に該当するものではないことから、本件対象文書は存在しない。

(3) のり先張石積等についての構造図面、構造計算書、構造仕様書及び構造設計書について

たい積場全体については、前記3で述べたとおり、たい積場の施設設置届に添付する計画書及び工事設計明細書おける記載事項は、昭和24年通商産業省告示第48号で定められている。

しかしながら、審査請求人が開示を求めているのり先張石積等についての構造図面、構造計算書、構造仕様書及び構造設計書については、当該告示によれば、これらの各図面及び計算書は、工事設計明細書において記載又は添付すべき事項に該当するものではない。

そして、実際に提出された本件施設設置届について、諮問庁が改めて見分したところ、たい積場の一部分であるかん止堤については、工事設計明細書に構造、安定度について記載されているが、かん止堤の一部分であるのり先張石積等の構造図面、構造計算書、構造仕様書及び構造設計書については記載されていない。

また、当該告示に基づき、上記(2)アないしキの図面等が添付されているため、当該添付図についても、諮問庁が改めて見分したところ、添付図ウに石塊かん止堤に関する設計図及び構造図が、また、当該添付図カにかん止堤の安定度及びその算定方法が含まれているが、審査請求人の主張するようなのり先張石積等に関する構造図面、構造計算書、構造仕様書及び構造設計書に該当するものではなく、また、その他のいずれの添付図についても、のり先張石積等に関する構造図面、構造計算書、構造仕様書及び構造設計書に該当するものではないことから、本件対象文書は存在しない。

したがって、本件開示請求の対象とされている本件たい積場のかん止堤の補助的な設備としての部分的施設であるのり先張石積等の構造図面、構造計算書、構造仕様書及び構造設計書については、告示

による提出義務もなく、また、実際にも当該法人から提出されていないため、存在しない。

#### 5 かん止堤の安定度について

- (1) 「捨石鉦さいたい積場建設基準（昭和29年保局第2150号，昭和34年保局第315号改正反映版）」（以下「建設基準」という。）第10節第1項において、「混成かん止堤において，各々の材料の占める部分の設計及び施工については，原則として，それぞれの部分を構成する材料を主材料とするかん止堤について定めるところによるものとする。」と定められている。当該かん止堤は，石塊と砂の混成かん止堤であるため，石塊かん止堤と砂かん止堤における安定度を計算する際の構成要素について，以下検討する。
- (2) 建設基準第6節第2項において，石塊かん止堤の安定度はのり面の傾斜角で測定することとされており，石塊かん止堤を設計する際には，のり面の傾斜角を所定の安定度計算式を満たすように設計しなければならないと定められている。

これによると，石塊かん止堤の安定度を計算する際の構成要素は，築堤材料の内部摩擦角とたい積場の設計に当たって設定した最大震度である。内部摩擦角とは，材料である石塊そのものが持つ強度を表す指標であり，審査請求人の主張する「張石積，練石積擁壁及びコンクリート擁壁」は材料である石塊そのものではなく，内部摩擦角に影響を与えるものではない。また，たい積場の設計に当たって設定した最大震度は建設基準第5節において定めているとおり，当該かん止堤を建設する場所によって与えられるものであり，「張石積，練石積擁壁及びコンクリート擁壁」によって左右されない。したがって，「張石積，練石積擁壁及びコンクリート擁壁」は，建設基準上定められた安定度計算の構成要素とはなっていない。

- (3) 砂かん止堤部を設計する際には，かん止堤の安定度を建設基準第7節第2項及び解説に従って求め，その値が1.0以上になるようにしなければならない。当該安定度計算式は，建設基準の解説において，円形すべり面法による計算によるとされている。

当該計算式でいう円弧とは，かん止堤の中央断面（かん止堤の中央を通り，かん止堤の軸に鉛直な面をいう。）を通るもののうち，安定度が最も低く計算される円弧（以下単に「円弧」という。）である。本件たい積場のかん止堤の中央断面は，「張石積，練石積擁壁及びコンクリート擁壁」とは交わらないので，円弧の長さ，円弧に囲まれた部分の土塊の重力の円弧の法線方向の分力の和，切線方向の分力の和のいずれも「張石積，練石積擁壁及びコンクリート擁壁」に左右されるものではな

い。砂かん止堤の安定度を計算する際の構成要素は、上述で設定した円弧の長さ、その円弧によって切り取られる土塊（ここでは砂の塊）の重力を円弧に垂直の方向（法線方向の分力）及び円弧に接する方向（切線方向）に分けたもの、築堤材料である砂そのものが持つ強度を表す指標である内部摩擦角及び粘着力、砂中の水分にかかる圧力である間隙水圧及び当該かん止堤を建設する場所によって与えられる地震力（水平方向に力が加わると仮定し、それを、円弧に垂直の方向（法線方向）及び円弧に接する方向（切線方向）に分けたもの）である。いずれも、築堤材料である砂に関する要素であるが、「張石積、練石積擁壁及びコンクリート擁壁」については、築堤材料である砂ではないから、建設基準上定められた安定度計算の構成要素とならない。

内部摩擦角及び粘着力は、築堤材料である砂そのものが持つ強度を表す指標であるので、「張石積、練石積擁壁及びコンクリート擁壁」とは関係がない。間隙水圧とは、土塊中の水分が砂に与える圧力であるので「張石積、練石積擁壁及びコンクリート擁壁」とは関係がない。地震力は、当該かん止堤を建設する場所によって与えられるので「張石積、練石積擁壁及びコンクリート擁壁」とは関係のない要素である。

したがって、砂かん止堤の安定度計算式の構成要素は、いずれも建設基準上定められた安定度計算の構成要素とならない。

- (4) 以上のように、石塊部及び砂部のいずれにおいても、「張石積、練石積擁壁及びコンクリート擁壁」については、安定度を算出計算する際の構成要素として定められていないため、当該混成かん止堤の安定度計算において、「張石積、練石積擁壁及びコンクリート擁壁」は構成要素ではなく、かん止堤の安定度を左右する設備ではない。

また、たい積場の安全性については、建設基準に適合しているかという観点から審査、認可を行っている。

#### 6 構造計算書等について

建設基準によると、審査請求人の主張する練石積擁壁及びコンクリート擁壁は、上記5に記載のとおり、かん止堤の安定度を計算するに当たって必要とされる構成要素には該当しないため、かん止堤の安定度を左右するものではない。このため、練石積擁壁及びコンクリート擁壁に関する事項は、前記3(2)イ「(イ)かん止堤」において記載すべき事項にも含まれず、練石積擁壁及びコンクリート擁壁に係る構造計算書類や詳細図面類は、作成すべきものとして提出が義務付けられているものではない。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり平成18年（行情）諮問第25号及び第51号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成18年1月24日 諮問の受理（諮問第25号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（諮問第25号）
- ③ 同年2月9日 諮問の受理（諮問第51号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（諮問第51号）
- ⑤ 同月20日 審査請求人から意見書及び資料を收受（諮問第25号）
- ⑥ 同年3月13日 審査請求人から意見書及び資料を收受（諮問第51号）
- ⑦ 同月23日 審議（諮問第25号及び第51号）
- ⑧ 平成19年3月30日 諮問庁から補充理由説明書を收受（諮問第25号及び第51号）
- ⑨ 同年4月17日 審査請求人から意見書及び資料を收受（諮問第25号及び第51号）
- ⑩ 同月19日 諮問第25号及び第51号の併合並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定鉱山特定たい積場に係る昭和48年の施設設置届に記載されている張石積、練石積擁壁（諮問第25号の行政文書開示請求書では「練石積」と記載しているが、審査請求書及び意見書の記載から「練石積擁壁」を指していると解される。）及びコンクリート擁壁に関する工事用図面、設計用図面及び工事用設計明細書並びに構造図面、構造計算書、構造仕様書及び構造設計書である。

諮問庁は、特定法人から本件対象文書は提出されておらず、当該文書は保有していないと説明することから、以下、本件対象文書の存否について検討する。

### 2 本件対象文書の存否について

当審査会において、諮問庁から本件特定たい積場に係る施設設置届（昭和48年12月27日受付）及び添付図面の写しの提示を受けて確認したところ、当該たい積場は、金属鉱山等保安規則の改正に伴う経過措置により認可を受けたものとみなされ、当該施設設置届は、諮問庁の前記第3の2（2）の説明のとおり、金属鉱山等保安規則54条の2第3項の規定に基づき、大阪鉱山保安監督部長（現中部近畿産業保安監督部近畿支部長）に提出されたものであることが認められる。

また、金属鉱山等保安規則54条2項に基づき、当該施設設置届に添付

しなければならないとされている「計画書及び工事設計明細書」に記載すべき事項については、昭和24年通商産業省告示第48号によれば、諮問庁が説明する前記第3の3(2)のとおり規定されていることが認められる。

審査請求人は、特定たい積場の張石積、練石積擁壁及びコンクリート擁壁に関する工事用図面、設計用図面及び工事用設計明細書並びに構造図面、構造計算書、構造仕様書及び構造設計書の開示を求めているところ、上記告示の規定によれば、施設設置届には、かん止堤の一部である張石積、練石積擁壁及びコンクリート擁壁に関するこれらの行政文書の添付を義務付けているものとは認められない。

念のため、当審査会において、当該施設設置届及び添付図面の写しにより本件対象文書の有無について確認したところ、その中に当該文書は含まれていないことが認められる。

したがって、特定法人から本件対象文書は提出されておらず、当該文書を保有していないとする諮問庁の説明は、これを是認することができる。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、中部近畿産業保安監督部近畿支部において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鬼頭季郎, 委員 園 マリ, 委員 藤原静雄